

栗沢地区保育料基準額表(美流渡)

階層区分	定義		3歳未満の児童（月額）	3歳以上の児童（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
第2	第1階層及び第5階層から第8階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,000円	1,500円
第3		均等割額のみ (所得割額のない世帯)	8,000円	5,500円
第4		所得割額がある世帯	10,500円	8,000円
第5		2,000円未満	11,500円	9,000円
第6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	2,000円以上9,000円未満	13,000円	10,000円
第7		9,000円以上17,000円未満	14,000円	11,500円
第8		17,000円以上	20,000円	17,000円

※ 3歳以上の児童は無償化の対象となりますが、無償化の認定を受けるには申請が必要です。

※ 月の途中で入所、または退所した日の属する月の徴収月額日は日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除いた日より日割り計算をして得た額とします。

※ 第2階層以降の世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目以降の児童の保育料は免除されます。

※ 4月1日時点で満9歳未満の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所等に入所している場合その児童の保育料は免除されます。

※ 表中の「3歳未満の児童」とは、入所措置がとられた日の属する月の初日において、3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度中に3歳に達した場合においても、その当該年度中に限り、3歳未満の児童とみなします。

※ 児童の属する世帯が第2階層であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、保育料が免除されます。

- ① ひとり親世帯
- ② 在宅障害児（者）がいる世帯、次に掲げる児（者）を有する世帯
  - ・ 身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ・ 療育手帳の交付を受けた者
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ・ 国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 保護者の申請に基づき、要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯